

## 平成30年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成30年12月13日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 2 議案第73号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 3 議案第74号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 4 議案第75号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第 5 発議第 3号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）
- 第 6 発議第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）
- 第 7 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（7名）

2番 長谷川 克弘 君	3番 西 浦 岩 雄 君
4番 宮 崎 泰 宗 君	5番 細 谷 久 雄 君
6番 東海林 繁 幸 君	7番 星 川 三喜男 君
8番 村 山 義 明 君	

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠藤 義一 君
教 育 長	田邊 彰宏 君
総 務 課 長	小林 嘉仁 君
総 務 課 参 事	野 露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹 原 等 君
総 務 課 主 幹	庵 日 鶴 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産 業 課 参 事	藤 田 徹 君
建 設 課 長	土 屋 順 一 君
建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	吉 田 智 一 君

保健福祉課参事	黒 瀧 仁 司 君
教 育 次 長	工 藤 正 勝 君
教育委員会主幹	野 田 繁 実 君
国保病院事務長	長 尾 享 君
国保病院事務次長	西 村 智 広 君
会 計 管 理 者	今 野 真 二 君
認定こども園園長	相 座 豊 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	矢 上 裕 寛 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第72号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おはようございます。校長が病院での受診、治療のため不在でございますので、議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は私のほうから説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,164万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

まずは歳出をご説明申し上げます。事項別明細書10ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の自動車学校事業におきまして425万1,000円の追加であり、内訳としましては社会保険料として42万円の追加、賃金としまして冬期臨時職員賃金、これは冬期のバスの運転者1名を追加した賃金であります、86万5,000円の追加、臨時職員賃金、これは6月に採用した指導員の賃金であり、全体で指導員賃金が不足いたしますので、296万6,000円の追加、賃金総額で383万1,000円の追加となります。既定額に425万1,000円を追加し、4,164万6,000円とするものです。

6ページをお開き願います。歳出合計は、既定額に425万1,000円を追加し、4,164万6,000円とするものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。8ページをお開き願います。1款使用料及び手数料、

1項使用料、1目自動車学校使用料の普通車教習生授業料として425万1,000円を追加するもので、既定額に同額である425万1,000円を追加し、2,625万9,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳入合計は、既定額に425万1,000円を追加し、4,164万6,000円とするものです。

2ページをお開き願います。歳入歳出ともに4,164万6,000円とし、収支のバランスを図ったものであります。

なお、現時点で浜頓別高校からは23名、枝幸高校などから11名であり、昨年度の普通自動車教習の80名並みの入所状況であることを確認しております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 平成30年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第73号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第73号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第73号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） おはようございます。それでは、議案第73号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ768万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,059万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に32万円を追加し、764万5,000円とするもので、これにつきましては北海道クラウドにおける国保事業報告システムの改修に係る市町村負担分としまして27万円、国保総合システム集計処理システムの改修に係る市町村負担分としまして5万円を計上するもので、いずれも特別調整交付金として交付されるものであります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、6目療養給付費等負担金償還金では、既定額に736万8,000円を追加し、736万9,000円とするもので、平成29年度療養給付費等負担金の額の確定による償還金を追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億8,290万4,000円に対し、768万8,000円を追加し、2億9,059万2,000円といたしました。

続きまして、歳入を説明いたします。8ページをお開きください。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金では、既定額に32万円を追加し、2億2,590万3,000円とするもので、2節保険給付費等交付金（特別交付金）としまして、歳出でご説明しましたシステム改修に係る市町村負担分に対し、特別調整交付金市町村負担分として32万円を計上するものであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金では、既定額に736万8,000円を追加し、981万9,000円とするもので、前年度繰り越し分を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億8,290万4,000円に対し、768万8,000円を追加し、2億9,059万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第74号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第74号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾国保病院事務長より説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） おはようございます。それでは、議案第74号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。ここは、支出にて医業費用、目、節の組みかえを行うものでありまして、病院事業費用としての増額はございません。

棚卸資産購入限度額、第3条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を10万円減額し、5,639万円とするものであります。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出のご説明を申し上げます。9ページをお開き願います。また、あわせて提出しております病院事業会計補正説明資料をお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は組みかえを行うものでありまして、既決予定額3億9,256万7,000円に変更はございません。給料としまして、常勤医師1名分の2月までの給料及び給与改定等に伴う調整を行いまして150万円の減額、手当としましては287万円の減額であり、医師1名分の2月までの医務手当、宿日直手当の減額のほか、人事異動により児童手当40万円の追加計上、人事院勧告による夜間看護手当40万円の追加計上によるものであります。賃金としましては、水曜日午後から金曜日夕方まで診療支援をいただいております出張医師の2月までの分700万円を追加するものであります。

2目材料費では、既決予定額より110万円を減額し、5,406万2,000円とするもので、診療に伴う執行状況を勘案しての減額であります。

3目経費では、既決予定額に110万円を追加して5,690万5,000円とするもので、旅費交通費として診療支援医旅費分としまして70万円、医師確保対策としまして医師の病院視察に係る旅費及び医師、医療技術者確保関連旅費としまして50万円の計1

20万円を追加、消耗品費としましてプリンターインク等で30万円の追加、燃料費はA重油の燃料単価の高騰及び春先の使用数量の増に伴う見込み増から100万円の追加であります。次に、委託料ですが、執行状況を勘案して、CT保守点検委託料47万7,000円、日当直医師等紹介委託料50万円、生化学自動分析装置保守委託料51万3,000円を減額するものであります。

予定貸借対照表につきましては2ページ、キャッシュフロー計算書につきましては3ページに、また給与等の明細書は4ページから8ページまでに添付しましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 平成30年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第75号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第75号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第75号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） おはようございます。それでは、議案第75号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

平成30年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出

の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,922万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、中頓別町長。

次に、事項別明細書、歳出から説明いたします。10ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、補正前の額に500万円を追加し、5,840万3,000円とするもので、11節需用費のうち修繕費について100万円を追加、水道管漏水修理や9月の地震による停電対応のための費用がかかったことにより、今後の水道施設及び水道管の修理に迅速に対応するため、計上するものです。13節委託料においては、中頓別町簡易水道事業会計経営戦略策定業務委託料について400万円を追加するものです。経営戦略は、将来の投資及び財源を予測し、水道事業の特性を踏まえた計画となるもので、業務委託の費用について予算計上するものです。

6ページをお開きください。6ページ下段、歳出合計、補正前の額9,422万3,000円に500万円を追加し、9,922万3,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきまして、補正前の額に500万円を追加し、4,440万3,000円とするもので、歳出、修繕費及び中頓別町簡易水道事業会計経営戦略策定の委託に係る費用について一般会計から繰り入れするものでございます。

4ページをお開きください。4ページ下段、歳入合計、補正前の額9,422万3,000円に500万円を追加し、9,922万3,000円とするものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、1点だけ聞きます。

400万円追加の委託料です。これはシステムのどのようなことなのか、その中身、戦略策定業務委託料ですので、中身をお聞きしたい。これは、今後ともずっと毎年委託料でやっていかなければならないのかどうかお聞きしたい。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 質問にお答えします。

今回つくるのは10年の計画になります。10年間の計画を想定しています。毎年ではないのですが、見直しも必要とはなってくると思います。中身的には、財政的な計画、将来的な計画が主で、今までの現況を精査しながら、将来的に財政的なものを計画していくようなものになります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 水道担当者のスタッフも少なく、こういった委託をするのもや



むを得ないところは十分わかるのだけれども、基本的には行政計画は自分でつくらなければだめなのです。何かみんな今の職員は、計画づくりは委託すれば済むような、そこで300万円も400万円も。これだけで400万円の値があるのか。400万円かけただけの値があるものなのかどうか、ちょっと疑問なのです。スタッフ不足はわかるから、自分でつくれということも、それはむちゃなことだとわかるのだけれども、いずれにしても行政の効率化を考えたらこのほうがいいのだということなのだろうけれども、400万円でこれをつくってもうかるのか。その辺どうなのだろう、これの問題だけではないのです。いろんなところで委託料が出てくるので、本当は副町長あたりから聞いたほうがいいのか。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 今回のこの計画については、今水道事業、特別会計総体に言えることだと思いますけれども、非常に厳しい状況にあります。そんな中でも特に今後予定されている水道事業の財政的な計画はしっかりとつくっていかないといけない状況にあります。このことについては、今各種、この後も総合計画の立案だとか、観光振興計画は一応おおむね終わりましたけれども、そのほかにもいろんな計画を今後予定しています。そこに、今までは今東海林議員が言われるように自前の中でやってきた経過もいろいろありますけれども、そこには相当の労力をかけて対応せざるを得ない状況がある中で、幅広くいろいろな考え方を踏まえて計画を立案する必要性があり、そこに他の会社の力もかりながら、そこを踏まえて対応していくことの必要性はあると思います。その中で全てを丸投げにするという考え方は当町としては持っておりませんが、できるだけ自分たちの考え方もその中に含めていただきながら計画を立案して、よりよい計画を策定していくという考え方に立っておりますので、ぜひともその辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今の副町長の意見はわかりますけれども、今まで委託の業務で何でもそうなのです。現地も知らないで、丸投げで会社にやらせてもらって、でき上がったのが、防災マップなんかでもそうです。全然当てにならないものを作成して、金だけは取られてしまうということが多々ありますので、委託業者もそうなのですけれども、現地を知っている役場職員が中心になって、そこら辺を網羅して委託会社に直接物を申して作成してもらおうというのが、今後何十年も生かされるような計画をつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（村山義明君） 答弁は要らないのですね。

○7番（星川三喜男君） お願いします。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 平成30年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第3号

○議長(村山義明君) 日程第5、発議第3号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書(案)の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長谷川さん。

○2番(長谷川克弘君) おはようございます。発議第3号。

平成30年12月13日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

難病医療費助成制度の改善を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 難病医療費助成制度の改善を求める意見書(案)

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になるなどの改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。

この結果、厚労省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人(2011年度)から150万人(2015年度)に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、①制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、②認定基準が厳しくなったことなどがあります。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の第一条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定められています。

よって、政府におかれては、記の事項を実現されることを求めます。

## 記

- 一、患者数を理由にした対象疾病外しを行わないこと。
- 一、下記事項について2014年12月以前の取扱いに戻すこと。
  - ①市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。
  - ②調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。
  - ③入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。
  - ④早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について重症度分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象除外）をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。
- 一、月額自己負担上限は患者単位とし限度額を2014年12月までの基準に引き下げる  
こと。
- 一、難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
平成30年12月13日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。  
提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。  
以上です。

- 議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第3号を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。  
よって、発議第3号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）の件は原案のとおり可決されました。

### ◎発議第4号

- 議長（村山義明君） 日程第6、発議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）の件を議題とします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。  
西浦さん。
- 3番（西浦岩雄君） 発議第4号。

平成30年12月13日、中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。賛成者、中頓別町議会議員、長谷川克弘。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

裏面をごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の  
処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては、2020年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

#### 記

1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと。
2. 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなど、その確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業や地方独立行政法人に雇用される職員もその対象とすること。
3. 一般職非常勤職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用確保及び労働条件を維持するよう、各自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保及び雇用の安定の観点から、引き続き検討を行うこと。
4. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を一般職非常勤職員に適用させるよう、更なる地方自治法の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月13日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先といたしまして、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働

大臣。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第7、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### ◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の会議を閉じます。

平成30年第4回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午前10時39分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員